

宮古地区内仮設焼却炉

維持管理に関する計画書

岩 手 県

1 基本的事項

施設の維持管理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三第一項、ならびに同法施行規則第四条の五「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」のうち、本施設に該当する項目、その他関係法令に定められた基準等を順守します。

2 維持管理計画値

【排ガス】

(1) 達成基準

周辺地域の生活環境保全のために、設計計算上達成することとした排ガスの数値については、次のとおりです。

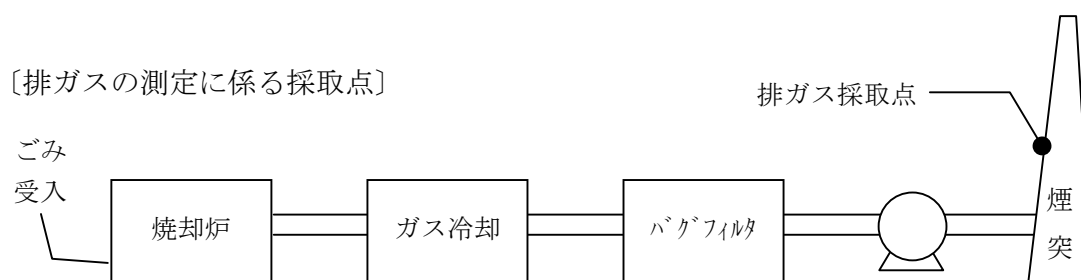
項目	達成することとした数値
I ばいじん濃度	0.08g/m ³ (Normal)以下
II 硫黄酸化物	K値14.5以下(約880ppm以下)
III 窒素酸化物	250ppm以下
IV 塩化水素	276ppm以下
V 一酸化炭素	100ppm以下(1時間平均値)
VI ダイオキシン類	1.0ng-TEQ/m ³ (Normal)以下

※ I及びIII～VIの項目については、乾きガス・酸素濃度12%換算の数値です。

(2) 測定項目等ほか

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三第一項、ならびに同法施行規則第四条の五第一項第二号の規定に基づき、下表のI～Vの項目については測定し、記録を行います。また、ダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第一項の規定に基づきVIの項目については、測定しその結果を施設が所在する自治体に報告します。

項目	採取箇所	測定頻度	測定方法
I ばいじん	1号炉及び 2号炉煙突	2回/年	JIS Z8808
II 硫黄酸化物	同上	同上	JIS K0103
III 窒素酸化物	同上	同上	JIS K0104
IV 塩化水素	同上	同上	JIS K0107
V 一酸化炭素	同上	連続測定	JIS K0098
VI ダイオキシン類	同上	1回/年	JIS K0311



(3) 年度の測定スケジュール

別紙のとおり

【主灰・飛灰】

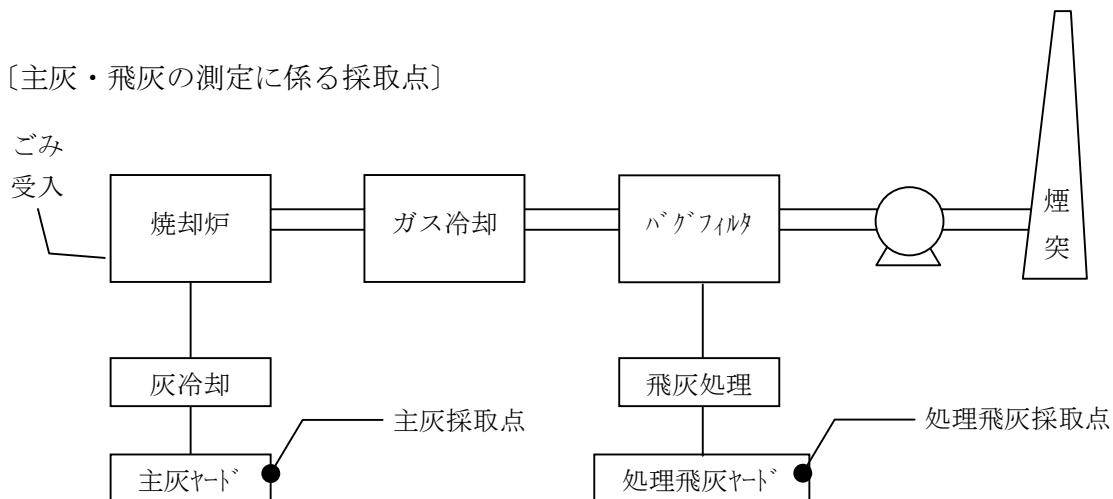
(1) 測定項目等ほか

ダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第二項の規定に基づき、ダイオキシン類の量を測定し、その結果を施設が所在する自治体に報告します。

また、熱しゃく減量について測定し、記録を行います。

項目	採取箇所	測定頻度	測定方法
I ダイオキシン類	主灰ヤード及び 処理飛灰ヤード	1回/年	平成16年12月27日 環境省告示第80号
II 熱しゃく減量	主灰ヤード	1回/月	昭和52年11月04日 環整95号600℃強熱 重量法

〔主灰・飛灰の測定に係る採取点〕



3 特措法に基づく調査等

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定に基づき、排ガス、主灰、飛灰について放射能濃度の測定を行うとともに、空間の放射線量の測定を行います。

【排ガス】

(1) 排ガスの測定項目等

項目	採取箇所	測定頻度	測定方法
I セシウム 134	1号炉及び 2号炉煙突	1回/月	環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン」等による。
II セシウム 137	同上	同上	

(2) 濃度限度

測定の結果、検出される濃度限度としてはセシウム 134 のみ場合は $20\text{Bq}/\text{m}^3$ を超えないもの、セシウム 137 のみ場合は $30\text{Bq}/\text{m}^3$ を超えないものとされています。

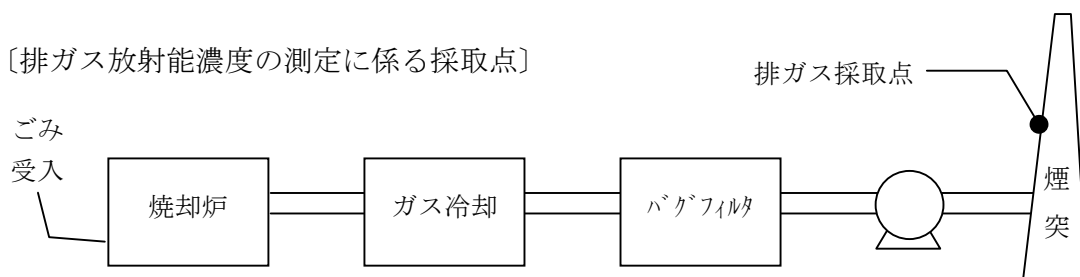
セシウム134とセシウム137の両方が検出された場合には、3ヶ月の平均濃度について、各放射性物質の濃度限度に対する割合の和が1を超えないものとされています。

(例示) セシウム134が $3\text{Bq}/\text{m}^3$ 、セシウム137が $6\text{Bq}/\text{m}^3$ 検出された場合

$$(3/20 + 6/30) = 0.35 < 1$$

→ この値の3ヶ月平均が1を超えないもの。

〔排ガス放射能濃度の測定に係る採取点〕



【主灰・飛灰】

(1) 主灰，飛灰の測定項目等

項 目	採取箇所	測定頻度	測定方法
I セシウム 134	主灰ヤード及び 処理飛灰ヤード	1 回/月	環境省「放射能 濃度等測定方法 ガイドライン」 等による。
II セシウム 137	同 上	同 上	

(2) 指定基準

測定の結果，主灰と飛灰の各々において，セシウム 134 及びセシウム 137 の放射性濃度の和が 8,000Bq/kg を超えないものとされています。

〔主灰，飛灰放射能濃度の測定に係る採取点〕

